

## 岡山県公報

発行  
岡山県

## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

<p>○ 岡山県部等設置条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県魚介類行商条例を廃止する等の条例</p> <p>○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例</p>	<p>行政改革推進室</p>	<p>〃</p> <p>財政課</p> <p>財務課</p> <p>県民生活交通課</p> <p>環境企画課</p> <p>環境管理課</p> <p>自然環境課</p> <p>指導監査室</p> <p>生活衛生課</p> <p>警察本部</p> <p>生活衛生課</p> <p>医薬安全課</p> <p>長寿社会課</p>	<p>○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める</p>	<p>〃</p> <p>農政企画課</p> <p>農産課</p> <p>畜産課</p> <p>道路整備課</p> <p>港湾課</p> <p>都市計画課</p> <p>建築指導課</p> <p>指導監査室</p> <p>子ども家庭課</p> <p>指導監査室</p>
--	----------------	---	---	---

<p>条例の一部を改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul>	<p>目次</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>担当課（室）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた</li> </ul>	<p>目次</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>担当課（室）</p>

<p>○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則          第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例</p> <p>○ 公布した条例の解説</p> <p style="text-align: center;">【解説】</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">スポーツ振興課</p> <p style="text-align: center;">総務学事課</p>	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>
<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>

岡山県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県部等設置条例の一部を改正する条例

岡山県部等設置条例（昭和二十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 情報化の推進に関する事項

第二条第三号中(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とする。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、五三三人」を「三、七一三人」に改め、同条第三号中「七人」を「六人」に

改め、同条第五号中「三三〇人」を「三四九人」に改め、同条第十号中「五、一四九人」を「五、一

一五人」に、「二、七二〇人」を「二、六九七人」に、「三、三九六人」を「三、三四四人」に、「一、

四〇六人」を「一、三五一人」に改める。

第三条第一号中「派遣し、又は」を削る。

第四条の見出しを「(災害等対応業務従事職員の定数)」に改め、同条中「次に掲げる職員の定数は、

当該事業が完了するまで」を「(災害その他非常の事態に対応する必要があると任命権者が認める場合

における当該事態に対応するための業務に従事する職員の定数は、任命権者が当該事態に対応する必

要があると認める日の属する年度に限り、」に改め、同条各号を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による

定数を超える職員の数については、令和四年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とするこ

とができる。

決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

決算剰余金の処理の特例に関する条例（平成十四年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例（平成三十年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第二条第五項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。  
第五条第一項後段を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第一項（改正後の第六条において準用する場合を含む。）の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）による改正後の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第六号

岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二号ホ中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に改める。

第七条中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十四条第一項中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二十条第一項中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条、第十四条第一項又は第二十条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に送付された第五条第一項に規定する実施計画書、第十二条第一項に規定する準備書及び要約書又は第十九条第二項に規定する評価書について適用する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項二中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同項ホ及びヘ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同項ネ中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同項中マをケとし、ノからヤまでをオからマまでとし、同項キ中「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に改め、同キを同項ノとし、同項ウ中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同ウを同項キとし、同項ム中「第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項及び第十八条の二十五第一項」を「第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項及び第十八条の三十第一項」に改め、同ムを同項ウとし、同項ラ中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同ラを同項ムとし、同項ナ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同ナを同項ラとし、同項ネの次に次のように加える。

ナ 法第十八条の十八第一項の規定による法第十八条の十九各号に掲げる措置を同条各号に定める方法により行うことの命令

別表第一の二十一の項中「美作市 奈義町」を「津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町」に改め、同表の三十八の項又中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同項ル中「第二十九条第十三項及び第十五項」を「第二十九条第十五項及び第十七項」に改め、同項ヲ中「第二十九条第十四項及び第十五項」を「第二十九条第十六項及び第十七項」に改め、同項ヅ中「第二十九条第十七項」を「第二十九条第十九項」に改め、同表の三十九の項ラ中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同項ム中「第二十九条第十三項及び第十五項」を「第二十九条第十五項及び第十七項」に改め、同項ウ中「第二十九条第十四項及び第十五項」を「第二十九条第十六項及び第十七項」に改め、同項キ中「第二十九条第十七項」を「第二十九条第十九項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の施行の日から起算して十四日を経過する日前に着手した建設工事については、改正前の別表第一の十四の項ネ（同法による改正前の大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第二項に係る部分に限る。）からラまでの規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際改正後の別表第一の二十一の項の上欄に掲げる事務（この条例により新たに

津山市、鏡野町及び勝央町が処理することとされたものに限る。)に係る法令の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後においてはこれらの市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、これらの市町の長のした処分その他の行為又はこれらの市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

岡山県魚介類行商条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第八号

岡山県魚介類行商条例を廃止する等の条例

(岡山県魚介類行商条例の廃止)

第一条 岡山県魚介類行商条例(昭和二十九年岡山県条例第十四号)は、廃止する。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第二条 食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

第三条中「」第八条第一項」を「」。以下「政令」という。第八条第一項」に改める。

第四条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(名札の掲示)

第四条 法第五十一条第一項(法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)に規定する営業を行う者(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)が、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。)別表第十七の一のイの規定により食品衛生責任者を定めたときは、その名札を営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。食品衛生責任者を変更したときも、同様とする。

別表を次のように改める。

#### 別表(第二条関係)

##### 営業施設基準

第一 政令第三十五条各号に掲げる営業(同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。)に共通する基準

- 一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造若しくは設備又は機械器具の配置とし、食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

- 二 施設は、食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれの



あるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替で使用する場合の適切な洗浄及び消毒の実施等により、必要な衛生管理の措置が講じられている場合は、この限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合は、それらと区画されていること。

### 三 施設の構造及び設備

イ ほこり、廃水及び廃棄物による汚染を防止することができる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止することができる設備を設けること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を設けること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不透水性材料で作られ排水が良好であることとし、内壁は床面から容易に汚染される高さまで不透水性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を有すること。

ヘ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を設けること。飲用に適する水を使用する場合には、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造であること。なお、貯水槽を使用する場合には、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた基準又は規格（以下「法基準等」という。）に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業におけるへの規定の適用については、への規定中「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」と、法基準等に食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業におけるへの規定の適用については、への規定中「又は飲用に適する水」とあるのは「又は食品製造用水若しくは殺菌した海水」と、「飲用に適する水を使用する」とあるのは「食品製造用水又は殺菌した海水を使用する」とする。

チ 従業者の手指を洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数設けること。なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防止することができる構造であること。

リ 排水設備は、次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水が逆流しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて設けること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍であつて、法基準等に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、当該定めに従い必要な設備を設けること。

ル 必要に応じて、ねずみ及び昆虫が侵入した際に駆除するための設備を設けること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて設けること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を設けること。

ワ 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止が可能な状態で保管することができ十分な規模の設備を設けること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を設けること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備は、不浸透性で十分な容量を備えており、清掃が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

コ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を設けること。

ク 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さで作業場への出入りが容易な位置に設けること。

ケ 食品等を洗浄するため、必要に応じて、熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を設けること。

コ 添加物を使用する施設にあつては、当該添加物を専用で保管することができる設備又は場所を設け、及び計量器を備えること。

#### 四 機械器具

イ 作業場の機械器具その他の設備及び容器（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

ニ 固定し、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄が容易な位置に設けること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃が容易な構造であり、必要に応じて、洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合には、汚染を防止することができる専用の容器を使用すること。

ヘ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて、圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備えることとし、その保管場所及び従事者が当該用具による清掃等の作業内容を理解するための掲示を行うための設備を設けること。

五 その他

イ 政令第三十五条第一号の飲食店営業（以下「飲食店営業」という。）にあつては、三のヨの規定を適用しない。

ロ 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。第二の一のイにおいて同じ。）をする場合には、次に定める基準により営業をすることができ。

(1) 食品を取り扱う区域にあつては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造である場合には、二の規定にかかわらず、区画されていることを要しないこととすることができる。

(2) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合には、三の二の規定にかかわらず、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(3) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合には、三のりの(1)の規定にかかわらず、床面に設けないこととすることができる。

(4) 冷蔵設備又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合には、三のヌの規定にかかわらず、施設外に設けることができる。

ハ 飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合には、三のニ、リ、ヲ及びタの規定を適用しない。

ニ 政令第三十五条第九号の食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合には、三のヲ、ワ及びタ並びに四のホの規定を適用しない。

ホ 政令第三十五条第二十七号及び第二十八号の営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所（作業区分に応じて区画されている場合に限る。以下同じ。）を設けること。

(2) 原材料を保管する室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けるこ

と。

(3) 製品を製造する室又は場所には、必要に応じて、加熱、殺菌、放冷又は冷却をするための設備を設けること。

(4) 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷凍設備を設けること。

へ 政令第三十五条第三十号の営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて、容器包装の洗浄設備を設けること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

(3) 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却をするための設備を設けること。

第二 政令第三十五条各号に掲げる営業ごとの基準

一 飲食店営業のうち自動車において調理をする場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を設けること。

ロ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を設けること。

ハ 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を設けること。

二 政令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（自動販売機を屋内に設置するものを除く。）

イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を設けること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合は、この限りでない。

ロ 床面は、清掃等が容易な不浸透性材料で作られていること。

三 政令第三十五条第三号の食肉販売業

イ 処理室を設けること。

ロ 処理室には、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を設けること。

ハ 製品が、冷蔵による保存を要する場合には製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷蔵設備を、冷凍による保存を要する場合には製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷凍設備を、処理量に応じた規模で設けること。

ニ 不可食部分又は廃棄物を入れる容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

四 政令第三十五条第四号の魚介類販売業

- イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を設けること。
- ロ 原材料の処理をする室又は場所には、鮮魚介類の処理に必要な設備等を設けること。
- ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設には、生食用鮮魚介類の処理するための専用の器具を備えること。

ニ かきを処理する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて、浄化設備を設けること。

(2) かきの前処理をする室又は場所には、殻付きかきの洗浄に必要な設備を設けること。

(3) かきの処理をする室又は場所には、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を設けること。

五 政令第三十五条第五号の魚介類競り売り営業

イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする室又は場所を設けること。

ロ 必要に応じて、冷蔵設備若しくは冷凍設備又は製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を設けること。

ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合には、必要に応じて、海水の殺菌設備を設けること。

六 政令第三十五条第六号の集乳業

イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を設けること。

ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵設備を設けること。

七 政令第三十五条第七号の乳処理業

イ 受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を設けること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては受入検査及び貯蔵をする室又は場所を、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を設けることを要しない。

ロ 生乳の処理をする室又は場所には、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を設けること。

ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で設けること（常温による保存が可能な製品のみを製造する施設を除く。）。

ニ 生乳の受入検査をする室又は場所には、生乳の受入検査をするために必要な設備を設けること。

八 政令第三十五条第八号の特別牛乳搾取処理業

イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を設け、必要に応じて、洗

瓶をする室又は場所を設けること。

ロ 生乳の処理をする室又は場所には、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を設けること。なお、生乳の殺菌をする場合には、自記温度計を備えた殺菌設備を設けること。

ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で設けること。

九 政令第三十五条第九号の食肉処理業

イ 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を設けること。

ロ 不可食部分又は廃棄物を入れる容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

ハ 製品が冷蔵による保存を要する場合には製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷蔵設備を、冷凍による保存を要する場合には製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷凍設備を処理量に応じて設けること。

ニ 処理室には、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を設けること。

ホ 生体又はとたいを処理する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限り。）及び剥皮をする室又は場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を設けること。また、必要に応じて、懸ちよう室又は脱羽をし、若しくは羽毛、皮、骨等を置く室又は場所を設け、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする室又は場所を設けること。

(2) 剥皮をする場所には、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒をするための設備を設けること。

(3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(4) 洗浄及び消毒をするための設備には、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を設けること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

ヘ 自動車において生体又はとたいを処理する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、省令別表第十七の四のイに掲げる事項を満たす水を十分に供給することのできる機能を有する貯水設備を設けること。なお、鹿又はいのししを処理する場合には、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することのできる貯水設備を設けること。

(3) 排水の貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(4) 車外において剥皮をする場合には、処理をする場所を処理室の入口に隣接して設けることとし、風雨、ほこり等の外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を防止する設備を設けること。

ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵設備又は冷凍設備を設け、必要に応じて、製品の包装をする室を設けること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具の洗浄及び殺菌をし、並びに原材料となる血液の貯蔵をする室を設けることを要しない。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を設けること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がステンレス鋼サニタリー管で接続されていること。

十 政令第三十五条第十号の食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を設けること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を設けること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 政令第三十五条第十一号の菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、解冻、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を設けること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合には、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を設けること。

十二 政令第三十五条第十二号のアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を設けること。

ロ 製品の製造をする室又は場所には、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を設けること。

十三 政令第三十五条第十三号の乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を設け、必要に応じて、洗瓶をする室又は場所を設けること。

- ロ 製品の製造をする室又は場所には、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を設け、必要に応じて、発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を設けること。
- 十四 政令第三十五条第十四号の清涼飲料水製造業
  - イ 原材料の保管及び調査並びに製品の製造（ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又は場所を設け、必要に応じて、容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を設けること。
  - ロ 原材料の調査又は製品の製造をする室又は場所には、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌をするための設備を設けること。
- 十五 政令第三十五条第十五号の食肉製品製造業
  - イ 原材料の保管、前処理及び調査並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。
  - ロ 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、殺菌、乾燥、くん煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を設けること。
- 十六 政令第三十五条第十六号の水産製品製造業
  - イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて、原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を設けること。
  - ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。
- ハ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、解凍、調査、加熱、殺菌、乾燥、くん煙、ばい焼、脱水、冷却等をするための設備を設けること。
- ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合には、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- ホ 魚肉練り製品を製造する場合には、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、らいか播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を設けること。
  - へ かきを処理する場合には、次に掲げる要件を満たすこと。
    - (1) 必要に応じて、浄化設備を設けること。
    - (2) かきの前処理をする室又は場所には、殻付きかきの洗浄に必要な設備を設けること。
    - (3) かきの処理をする室又は場所には、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を設けること。
- 十七 政令第三十五条第十七号の冰雪製造業
  - 製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて、製品の調整及び包装をする室又は場所を設けること。
- 十八 政令第三十五条第十八号の液卵製造業
  - イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。
  - ロ 製品を製造する室又は場所には、割卵、充填及び冷却をするための設備を設け、必要に



応じて、洗卵、ろ過、加熱殺菌及び冷却をするための設備を設けること。

ハ 製品が冷蔵による保存を要する場合には製品が摂氏八度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷蔵設備を、冷凍による保存を要する場合には製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷凍設備を設けること。

十九 政令第三十五条第十九号の食用油脂製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所には、精製、充填及び包装をするための設備を設け、必要に応じて、搾油又は調合をするための設備を設けること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所には、充填及び包装をするための設備を設け、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却をするための設備又は熟成室を設けること。

二十 政令第三十五条第二十号のみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹<sup>き</sup>をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所には、必要に応じて、容器の洗浄及び製造又は組立てをするための設備を設けること。

ハ しょうゆを製造する場合には、必要に応じて、压榨、火入れ、調合、ろ過又は压榨製成をするための設備を設けること。

ニ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合には、必要に応じて、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填又は密栓をするための設備を設けること。

二十一 政令第三十五条第二十一号の酒類製造業

イ 必要に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び压榨を含む。）をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所には、必要に応じて、容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをするための設備を設けること。

ハ 必要に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、压榨、火入れ、調合、ろ過、充填又は密栓をするための設備等を設けること。

二十二 政令第三十五条第二十二号の豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 製品の製造をする室又は場所には、殺菌及び冷却をするための設備を設け、必要に応じて、包装をするための設備を設けること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合には、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封をするための設備を設けること。

ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合には、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をするための設備を設けること。

二十三 政令第三十五条第二十三号の納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装をするための設備を設けること。

二十四 政令第三十五条第二十四号の麺類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて、原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を設けること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹<sup>ゆ</sup>で、蒸し、油調又は冷却をするための設備を設けること。

二十五 政令第三十五条第二十五号のそうざい製造業及び同条第二十六号の複合型そうざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、解冻、加熱、殺菌、放冷又は冷却をするための設備を設けること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所には、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

二十六 政令第三十五条第二十七号の冷凍食品製造業及び同条第二十八号の複合型冷凍食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を設けること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

ハ 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、加熱、殺菌、放冷又は冷却をするための設備を設けること。

ニ 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷凍設備を設けること。

二十七 政令第三十五条第二十九号の漬物製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、洗浄、漬け込み、殺菌等をするための設備を設けること。

ハ 浅漬けを製造する場合には、製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を有する冷蔵設備を設けること。

二十八 政令第三十五条第三十号の密封包装食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、

必要に応じて、容器包装の洗浄設備を設けること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

ハ 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌又は冷却をするための設備を設けること。

二十九 政令第三十五条第三十一号の食品の小分け業

イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所には、必要に応じて、冷蔵設備又は冷凍設備を設けること。

三十 政令第三十五条第三十二号の添加物製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を設けること。

ロ 製品の製造をする室又は場所には、必要に応じて、抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等をするための設備を設け、添加物製剤を製造する場合には、含有成分を均一にする機械設備を設けること。

ハ 原材料又は製品の試験検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を設けること。

ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械設備が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の機械設備で製造する場合であつて、当該機械設備により製造された添加物が法基準等に適合するとき、この限りでない。

第三 法基準等に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

一 飲食店営業、政令第三十五条第三号の食肉販売業、同条第九号の食肉処理業、同条第二十六号の複合型そうざい製造業及び同条第二十八号の複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設は、第一及び第二の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を設けること。

ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵による保存を要する場合には当該生食用食肉が摂氏四度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵設備を、冷凍による保存を要する場合には当該生食用食肉が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍設備を設けること。

ホ 生食用食肉を加工する施設には、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を設けること。

二 飲食店営業、政令第三十五条第四号の魚介類販売業、同条第十六号の水産製品製造業、同条第二十六号の複合型そうざい製造業及び同条第二十八号の複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設は、第一及び第二の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠することのできる容器等を設けること。

ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ハ ふぐを凍結する場合には、ふぐを摂氏零下十八度以下で急速に凍結することのできる機能を有する冷凍設備を設けること。

(岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例(平成十八年岡山県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岡山県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同項第五号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた第三条の規定による改正前の岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例(以下「旧食の安全・安心確保条例」という。)第十八条第一項の規定による報告に関する同条第二項の規定による指導及び同条第三項の規定による報告については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十の項及び五十一の項を次のように改める。

五十 削除	
五十一 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例(平成十八年岡山県条例第七十九号)に基づく事務のうち、同条例第十九条の規定による申出の受理、調査及び措置	岡山市 倉敷市

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧食の安全・安心確保条例第十八条第

二項の規定による指導及び同条第三項の規定による報告の受理については、前項の規定による改正前の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の五十一の項口及びハの規定は、なおその効力を有する。

(岡山県ふぐ処理等規制条例の一部改正)

6 岡山県ふぐ処理等規制条例(平成二十七年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第二号中「専用のまな板、包丁等の」を「食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号)別表の第三の二の口に規定する」に、同項第三号中「施錠することができる不浸透性の材料で作られた専用の容器」を「食品衛生法施行条例別表の第三の二のイに規定する容器等」に改める。

第九条第三項第二号中「ふぐの体内に含有される毒素に起因する食中毒の発生を防止するために必要な基準として規則で定めるもの」を「食品衛生法施行条例別表の第三の二の基準」に改める。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第九号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九十五号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第九十六号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第百十九号及び第百二十号中「千五百円」を「二千円」に改め、同条第百三十二号中「千二百二十円」を「千二百三十円」に改め、同条第百三十三号中「二千六百三十円」を「二千六百六十円」に改める。

第三条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号の八を次のように改める。

一の八 食品衛生法第五十五条第一項の規定による営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 飲食店営業 一万七千円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、八千五百円

ロ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 七千円

ハ 食肉販売業 一万五百円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、五千二百五十円

- ニ 魚介類販売業 一万五百円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、五千二百五十円
- ホ 魚介類競り売り営業 二万三千元
- ヘ 集乳業 一万七千元
- ト 乳処理業 二万三千元
- チ 特別牛乳搾取処理業 二万三千元
- リ 食肉処理業 二万三千元
- ヌ 食品の放射線照射業 二万三千元
- ル 菓子製造業 一万七千元。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、八千五百円
- ヲ アイスクリーム類製造業 一万七千元
- ワ 乳製品製造業 二万三千元
- カ 清涼飲料水製造業 二万三千元
- ヨ 食肉製品製造業 二万三千元
- タ 水産製品製造業 一万七千元
- レ 氷雪製造業 二万三千元
- ソ 液卵製造業 二万三千元
- ツ 食用油脂製造業 二万三千元
- ネ みそ又はしょうゆ製造業 一万七千元
- ナ 酒類製造業 一万七千元
- ラ 豆腐製造業 一万七千元
- ム 納豆製造業 一万七千元
- ウ 麺類製造業 一万七千元
- ヰ そうざい製造業 二万三千元
- ノ 複合型そうざい製造業 三万四千五百円
- オ 冷凍食品製造業 二万三千元
- ク 複合型冷凍食品製造業 三万四千五百円
- ヤ 漬物製造業 一万七千元
- マ 密封包装食品製造業 二万三千元
- ケ 食品の小分け業 一万七千元
- フ 添加物製造業 二万三千元

第四条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第六十九号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同条第七十一号中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同条第七十三号中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同条第七十四号中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同条第九十号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同条第九十二号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同条第九十三号中「第十三条第六項」を「第十三条第

八項」に改め、同条第九十六号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同条第九十八号中「第二十三条の第二項」を「第二十三条の第四項」に改め、同条第一百二号中「第二十三条の第二十項」を「第二十三条の二十四項」に改め、同条第四百号中「第四十条の第二項」を「第四十条の第四項」に改め、同条第四百五号中「第四十条の第五項」を「第四十条の第七項」に改める。

(拡声機等による暴騒音規制条例の一部改正)

**第五条** 拡声機等による暴騒音規制条例(昭和五十九年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「飲食店等」を「飲食店」に改め、同条中「若しくは同号に規定する喫茶店営業」を削り、「飲食店等」を「飲食店」に改める。

第七条第一項及び第三項中「第六条」を「前条」に、「飲食店等」を「飲食店」に改める。

別表中「飲食店等」を「飲食店」に改める。

**附 則**

この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和三年四月一日
- 三 第四条の規定 令和三年八月一日

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

**岡山県条例第十号**

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例(平成二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表分析機器の項中

微構造連続撮影解析装置	一時間につき	八二〇円
-------------	--------	------

を

微構造連続撮影解析装置	一時間につき	八二〇円
ICP発光分析装置	一時間につき	七、七〇〇円

に改め、同表

試験機器の項中

硬度計	一時間につき	九三〇円
ウルトラソニック	測定条件が室温のとき 一時間につき	七八〇円

を

ク	測定条件が熱間するとき	八時間につき	六、五六〇円
硬度計		一時間につき	九三〇円

に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例

岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表の一の表コンピュータ研修室の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の表生物科学研究所の項の次に次のように加える。

森林研究所	研修室（大）	一時間につき	三、四八〇円
	研修室（小）	一時間につき	二、〇四〇円
	森の館研修室	一時間につき	六八〇円
	木材加工研修室	一時間につき	四八〇円

別表第一の一の表の備考中三を四とし、二の次に次のように加える。

三 研修室（小）、森の館研修室又は木材加工研修室において冷暖房設備を利用する場合にあっては、冷暖房設備を利用する一時間につき、研修室（小）にあっては百九十円を、森の館研修室にあっては二百十円を、木材加工研修室にあっては百十円をそれぞれ加算する。

別表第一の二の表森林研究所の項を次のように改める。



森林研究所	研修室(大)	伐倒練習機	一時間につき	一、三五〇円
	研修室(小)	風倒木伐採装置	一時間につき	一、二七〇円
		枝払練習装置	一時間につき	五八〇円
		プロジェクター	一時間につき	八〇円

別表第二畜産研究所の項中

「牛の受精卵の雌雄判別 一卵につき 九、八四〇円」を

牛の受精卵の雌雄判別	一卵につき	九、八四〇円	に改める。
牛の受精卵の凍結	一卵につき	七一〇円	

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例(昭和四十三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、六七〇円」を「一、六九〇円」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第四十三号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同条第四十五号中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条第四十三号及び第四十五号の改正規定は、同年八月一日から施行する。

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

例

道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成二十四年岡山県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第三十一条第四項中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第三十四条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第四十一条、第四十四条第五項及び第四十五条第四項中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第二章中第四十五条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十五条の二 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「備考五」を「備考六」に、「備考九」を「備考十」に改め、同項ただし書中「備考七」を「備考八」に改める。

附則第四項中「係留施設（〇）の下に「ビクターバス及び」を加える。

附則第五項中「係留施設（〇）の下に「ビクターバス及び」を加え、「備考九」を「備考十」に改める。

別表の（二）の表係留施設（小型船舶係留施設を除く。）の項中「小型船舶係留施設」を「ビクターバス及び小型船舶係留施設」に改め、同項の次に次のように加える。

ビクターバス	一係留	一隻につき二四時間までごとに
		全長が九メートル未満のもの 一、五〇〇円
		全長が九メートル以上一五メートル未満のもの 二、二〇〇円
		全長が一五メートル以上のもの 二、五〇〇円

別表の（二）の表の備考二中「係留施設（〇）の下に「ビクターバス及び」を加え、同表の備考九中「係留施設（〇）の下に「ビクターバス及び」を加え、同表の備考中九を十とし、三から八までを一ずつ繰り下げ、二の次に次のように加える。

三 ビクターバスとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶の一時的な係留施設をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年五月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第七条第二項の知事の許可を受けている港湾施設の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一年」を「三年（次条の規定による許可の期間の更新の許可及び広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件に係る前項の規定による許可については、一年）」に改める。

## 第二条 岡山県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の許可の期間は、三年（広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件（第十二条の三第四項において「既設広告物等」という。）で地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートル以下のもものについて、同条第二項の点検のみを行つている場合は、一年）を超えることができない。

第十二条の三中「第八条の規定による許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする」を「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該」に改め、「あらかじめ」を削り、「点検し、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければ」を「確保するための点検を行わなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を、一年に一回以上行わなければならない。ただし、その年において次項の点検を行う場合は、この限りでない。

3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものについては、屋外広告士（法第十条第二項第三号イに掲げる者をいう。）又はこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者による当該広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

4 この条例の規定による既設広告物等の表示又は設置の許可又は許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものについては前項の点検の結果を、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートル以下のものについては第二項又は前項の点検の結果を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

#### （点検義務の特例）

2 この条例の施行の日から令和四年九月三十日までの間は、第二条の規定による改正後の岡山県屋外広告物条例（以下「新屋外広告物条例」という。）第十二条の三第四項に規定する者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものに

については、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の点検のみを行い、その結果を知事に報告することができる。この場合において、新屋外広告物条例第七条第二項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

(知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十五の項又中「第十二条の三」を「第十二条の三第四項」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第二項の規定によりすることができるものとされている、新屋外広告物条例第十二条の三第二項の点検の結果の報告の受理については、各市(岡山市及び倉敷市を除く。)が処理することとする。



岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第九号の三中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の三第一項第一号」に、同項第三百号中「第三十条第一項の」を「第三十五条第一項の」に、「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号イ中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号イ(1)中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同号ロ中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同項第四百号中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同項第五百号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同号イ中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号ロ(1)中「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同項第六号中「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第七号中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

別表第十三中

「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの」	二万六千円
「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの」	二万六千円
「三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの」	二万六千円
「千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの」	二万六千円

に改める。

別表第十四中

三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの  
三十七万五千円

を

三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの  
二十九万三千円  
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの  
三十七万五千円

に改める。

別表第十五中

二千平方メートル未満のもの  
三万八千五百円  
四万四千円

を

千平方メートル未満のもの  
二万七千五百円  
三万六千五百円  
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
三万八千五百円  
四万四千円

に改める。

別表第十六中

二千平方メートル未満のもの  
十四万九千円  
三十七万八千円

を

千平方メートル未満のもの  
十一万三千円  
二十九万二千円  
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十四万九千円  
三十七万八千円

に改める。

別表第十八中

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
二万七千八百円

を

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの  
一万七千円  
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
二万七千八百円

に改める。

別表第二十一中

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十五万千円  
三十八万二千円

を

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの  
十一万五千円  
二十九万六千円  
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十五万千円  
三十八万二千円

に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第九号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常災害対策）」を付し、同条第一項中「児童福祉施設」の下に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十二条の二及び第十三条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条及び第十三条第二項において同じ。）」を加え、同条第三項中「その他」を「並びに救出その他」に改め、同条第四項中「を、少なくとも毎月一回は、」を「にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に」に改め、同条第五項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に係る訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十二条の二 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

第十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十七条第四項、第三十六条第三項及び第五十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第六十七条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「乳幼児」を「児童」に改め、「少年おおむね五人につき一人以上」を削り、同条第十五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十一条第一項中「営むのに」を「営むために」に、「場合には」を「場合には」に、「」を「を」を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ「に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員



第八十一条第二項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第六項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「職員及び」を「職員（看護職員を除く。）及び」に改める。

第九十一条第三項及び第九十九条第四項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第百条第一項中「児童自立支援専門員養成所」を「人材育成センター」に、「養成所」を「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附則第十四条第二項中「同項」を「同項本文」に、「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士」に、「及び」と、「を」と、同項ただし書中」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第六十六条第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に係る旧条例第六十七条第三項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する旧条例第六十七条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に係る同条第十一項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に存する旧条例第八十一条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第八十一条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、同項中「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「とする」とする。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 岡山県条例第二十号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

第六条第二項中「において日常生活」を「において、日常生活」に、「行う場合には、」を「行う場合には」に、「を」を「を」を、「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰<sup>かくたん</sup>吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）をそれぞれ」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

第六条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担

当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「従業者」を「従業者の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「において日常生活」を「において、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イに掲げる従業者の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に、「従業者を」を「従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。  
第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。  
第四十二条第二項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
- 第四十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。
    - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
    - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
    - 三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」を加える。
- 第五十五条の二の五第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。
- 第六十五条中「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。
- 第六十七条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「において日常生活」を「において、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
- 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
  - 二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
  - 三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 第六十七条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「従業者」を「従業者の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に

改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単一位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十二条の二の二第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第七十二条の六第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。若しくは大学院において)」に、「学科」を「学科、研究科」に改める。

第七十二条の十二中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第八十条中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加え、「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第八十一条第一項中「第六条第一項、第二項及び第四項、第七条」を「第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七条(第三項及び第六項を除く。)」に、「第六十七条第一項、第二項及び第四項」を「第六十七条第一項から第三項まで及び第五項」に、「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」を「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」に改め、「同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とを削り、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項及び第四項」に、「指定通所支援」と、同条第四項を「指定通所支援」と、同条第五項に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項を「同条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第六条第五項及び第六十七条第五項」を「第六条第六項及び第六十七条第六項」に改める。

附則第二条の前の見出し及び同条を削る。

附則第三条に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条中「整備法」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)」に、「新法」を「同法第五条の規定による改正後の法」に、「第三項第一号の」を「第四項第一号の」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定め

る条例（以下「新条例」という。）第三条第四項及び第四十六条第二項（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三条第四項及び第四十六条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十九条の二（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十九条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第四十二条第二項（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間は、新条例第四十五条第三項（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）に係る同条第一項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に係る新条例第六条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。）」と、新条例第六条第七項中「従業者の合計数」とあるのは「従業者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第七条第六項の規定は、令和四年三月三十一日までの間は、適用しない。

9 この条例の施行の際現に旧条例第五十五条の二の五第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援の事業を行う者（次項において「旧基準該当児童発

達支援事業者」という。)に係る同条第一項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第五十五条の二の五第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)に係る同条第一項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に係る新条例第六十七条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に係る新条例第六十七条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、同項中「従業者の合計数」とあるのは、「従業者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

14 この条例の施行の際現に旧条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)に係る同条第一項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る旧条例第七十二条の二の二第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第二十一号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。)」及び「及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を削り、「合計数に」を「数に」に改め、同条第三項中「前項」



を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第三十八条第五項及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第二十二条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三十五条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。  
第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十八条中「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第三条第四項及び第四十三条第二項（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三条第四項及び第四十三条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十六条の二（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十六条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十九条第二項（新条例第五十八条にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間は、新条例第四十二条第三項(新条例第五十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第五条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設に係る同号イ(1)の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第五条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に係る同号イ(2)の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以

下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十五条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。第三十六条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十一条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置

を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第四十九条中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。  
第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。  
第七十三条第二項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

#### 第七十五条 削除

第七十七条第二項第四号中「第七十五条第二項」を「次条において準用する第三十六条の二第二項」に改める。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十

八条第一項まで」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。第七十条第二項及び第八十三条第二項において同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。第七十条第二項及び第八十三条第二項において同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条第二項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第九十四条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を「、第七十六条及び第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第九十五条の五中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第一百条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「、第七十五条」を削り、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第一百条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「、第七十五条」を削る。

第二百二十三条中「第三十五条」を「第三十四条（第一項及び第二項を除く。）」に改める。

第四百四十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、

「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。  
第百四十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第百五十八条第二項第五号中「第七十五条第二項」を「第三十六条の二第二項」に改める。  
第百五十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第百五十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第百六十三条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百六十四条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第百七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第百七十二条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。  
第百八十三条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百八十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第百九十条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第百九十条に

において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条中」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第九十四条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十四条の十二及び第九十四条の二十中「第四十二条」を「第三十六条まで、第三十七条から第四十二条」に改める。

第九十六条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。  
第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百一条の二の十中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百一条の四第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条の十一に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の十二中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。



第二百二条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第二百十条第一項中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第六十一条まで」を「第六十二条まで」に改め、「第七十二条まで」の下に「第七十六条」を、「第八十三條」の下に「第八十八条から第九十条まで」を加え、「第九十四条の」を「第九十二条から第九十四条までの」に、「第二百十条第二項から第五項まで」を「第二百十条第一項」に、「中」第七十五条第二項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十四条第一項中」に、「第二百十条第二項から第五項まで」を「第二百十条第一項」に改め、同条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」を削り、「から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第八十八条第五項」及び「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二号中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十二条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十八条第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十八条第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」及び「第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第三条中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第四十一条の二(新条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第二百四十九条、第四百四十九条の四、第五百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条の二、第二百一条の十、第二百一条の十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三条第三項及び第四十一条の二中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十四条の二(新条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第二百四十九条、第九十五条、第九十九条、第二百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条の十二、第二百一条の二の十、第二百一条の十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十五条第三項(新条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百三条、第九十四条の十二並びに第九十四条の二十において準用する場合を含む。)、第七十三条第二項及び第九十二条第二項(新条例第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第四百四十九条、第四百四十九条の四、第五百九条、第五百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第二百一条、第二百一条の二の十、第二百一条の十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十五条第三項、第七十三条第二項及び第九十二条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間は、新条例第三十六条の二第三項(新条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第七十八条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第二百四十九条、第四百四十九条の四、第五百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条の十二、第二百一条の二の十、第二百一条の十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十六条の二第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人  
員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の  
人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人  
員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように  
改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」  
に改める。

第五条第一項第四号中二を削り、ホをニとする。

第七条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

第十五条第一項中「」第八十条第一項」を「。以下この項及び第三十六条第三項において「条例」  
という。」第八十条第一項」に、「同条例」を「条例」に改める。

第二十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話  
装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（条例  
第九十四条の二の指定就労定着支援をいう。次項において同じ。）の利用を希望する場合には、  
第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支  
援事業者（条例第九十四条の三第一項の指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）  
との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の  
利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられる  
よう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において  
行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超え  
たものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講  
じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。  
第五十条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第五十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
い。 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行なうこと。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとす。を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第五十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第四十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間は、新条例第五十三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項中「ために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「ように、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二章第三十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

第四十八条第二項中「ために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「ように、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第五十条中「第二十二條」を「第二十二條第三項」に、「第三十二條まで」を「第三十二條の二まで」に改める。

第五十五条及び第六十条中「第二十四條」を「第二十二條第三項、第二十四條」に、「第三十二條まで」を「第三十二條の二まで」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二條まで」を「第三十二條の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その

結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第三十二条の二(新条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三条第三項及び第三十二条の二中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十五条の二(新条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十五条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条第三項(新条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十八条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日



## 岡山県条例第二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに」、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十三条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十四条の二 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十五条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十九条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う

ことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

本則に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十九条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十五条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び

運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十一条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十二条の二 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条第二項中「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十七条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。本則に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十七条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第二条第四項及び第十七条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十三条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに」、前項に規定する訓

練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十一条第一項第五号ニを削り、同号ホを同号二とする。

第十二条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

第十九条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）第百九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、

職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十六条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第四十六条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間は、新条例第四十一条第三項の規定の適用については、

同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第二十八号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第四項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十七条第五項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二十二条第二項中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条第四項を次のように改める。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十三条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
本則に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十四条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、

この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。



附則第二条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。  
附則第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

附則第十一条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十七条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項及び第三十四条(新条例附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)並びに附則第三条第四項及び附則第十一条第四項の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第二条第四項及び第三十四条並びに附則第三条第四項及び附則第十一条第四項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第七条(新条例附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第七条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めおくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十四条第三項(新条例附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十四条の二(新条例附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努めるとする。」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第二十六条第二項第三号(新条例附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第三十三条第一項(新条例附則第十条

及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までの措置を講じるとともに、第四号の措置を講ずるよう努めなければ」とする。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第二十九号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第四項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十二条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」を「委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」に、「従業者」を「職員」に改める。

第二十一条第二項中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条第四項を次のように改める。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第二十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十九条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
本則に次の二条を加える。

（虐待の防止）

第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（電磁的記録）

第三十一条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間は、この条

例による改正後の老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項及び第三十条の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第七条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第二十四条第二項第三号の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号に定める措置を講ずるとともに、第四号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「附則」を「第六章 雑則(第五十三条)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第四項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十三条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条第四項を次のように改める。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十一条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
第二章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十五条第四項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)を次のように改める。

(4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第三十六条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第四十条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十条第五項を次のように改める。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「第二十三条まで」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改め、「第二十二條まで」の下に「、第二十四条の二」を加える。

第四十五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、

第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十五条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十七条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第四十八条中「及び第三十一条」を「、第三十一条及び第三十一条の二」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第五十条第四項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)を次のように改める。

(4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十二条中「第二十三条まで」の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条」の下に「、第三十一条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改め、「第二十二条まで」の下に「、第二十四条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十三条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法によることができる。

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条

例による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第二条第五項（新条例第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条の二（新条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定（研修の実施に係るものを除く。）の適用については、新条例第二条第五項、第三十一条の二及び第三十三条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第七条（新条例第四十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第七条及び第三十四条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十四条第三項（新条例第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四十条第四項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十四条第三項及び第四十条第四項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十四条の二（新条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第二十六条第二項第三号（新条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第三十一条第一項（新条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号に定める措置を講ずるとともに、第四号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

7 施行日以後、当分の間、新条例第三十五条第四項第一号イ(2)及び第五十条第四項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新条例第十一条第一項第四号イ及び第四十条第二項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含む、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第三十五条第四項第一号イ(4)及び第五十条第四項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室に係る同条例第三十五条



第四項第一号イ(4)及び第五十条第四項第一号イ(4)の規定の適用については、なお従前の例による。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十一号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 雑則（第二百七十七条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第九条第一項後段を削る。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条第四項を次のように改める。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  
第三十三条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供すること

ができるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第六十三条中「、第二十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に改める。

第七十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十五条第一項第五号中「をいう」を「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）をいう」に改める。

第八十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があるときと認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号の居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第九十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八条第四項を次のように改める。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条第三項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第一百一十一条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第一百一十一条の二を第一百一十一条の三とし、第一百一十一条の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十三条中「、第三十四条」を「、第三十二条の二、第三十四条」に、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十八条及び第三十四条を「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第百十五条中「、第三十四条」を「、第三十二条の二、第三十四条」に、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「。第三十四条」を「。第三十四条第一項」に、「及び第三十四条」を「、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に、「及び第百八条第三項」を「、第百八条第三項及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百三十五条中「、第三十四条」を「、第三十二条の二、第三十四条」に、「第三十九条」を「第四十条の二」に、「及び第三十四条」を「、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第百四十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百四十六条中「第三十四条」を「第三十二条の二、第三十四条」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四十八条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「二」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項第二号の生活相談員にあつては一人以上を、同項第三号の介護職員又は看護職員にあつては一人以上を常勤としなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。第四百八十八条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要と認めるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第五百五十一条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「及び」という。）を削る。

第五百五十二条第一項後段を削る。

第六百六十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百六十八条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に（第三十九条第二項を除く。）を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第八十八条第三項」の下に「及び第四項並びに百一十一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第七百七十一条第六項第一号イ(2)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)後段を削る。

第七百七十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百七十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七百七十九条第五項を次のように改める。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第八百八十一条の三中、「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に（第三十九条第二項を除く。）を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」

という。)と、第三十四条第一項中」に改め、「同じ。」と、」の下に「同項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第百八十三条第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「二」に改める。

第百八十八条中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「(第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。)」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第二百一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九条第二項を除く。)」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百五十二条第一項」を「第百四十四条第二項第一号及び第三号中」「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百五十二条第一項」に改める。

第二百十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条第五項を次のように改める。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二百三十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准

看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十三条第五項を次のように改める。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に、「読み替える」を「、第一百一十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第二百四十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中」に、「第五十五条中」を「第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第五十五条中」に、「第二百二十四条第二項」を「第一百一十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十四条第二項」に改める。

第二百五十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。



第二百六十三条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第百八条第一項及び第二項」を「第百八条第一項、第二項及び第四項」に、「第百八条第二項」を「第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百八条第二項」に、「読み替える」を「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替える」に改める。

第二百六十五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第百八条第一項及び第二項」を「第百八条第一項、第二項及び第四項」に、「第百八条第二項」を「第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百八条第二項」に改め、「の利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十六条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第百八条第一項及び第二項」を「第百八条第一項、第二項及び第四項」に改め、「利用者」と」の下に「、第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「従業者」と」の下に「、同条第三項第一号及び第三号並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の一章を加える。

#### 第十四章 雑則

（電磁的記録等）

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十八条（第百八十一条において準用する場合を含む。）、第百八十一条の三、第百八十八条、第二百四条（第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。）及び第二百二十四条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面

で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法にすることができる。

附則第十四条から第十六条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第四十条の二(新条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百三十三条、第一百五十一条、第三十五条、第四十六条、第六十八条(新条例第八十一条において準用する場合を含む。)、第八十一条の三、第八十八条、第二百四十一条(新条例第二百四十一条において準用する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第三条第三項及び第四十条の二中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第三十条(新条例第四十二条の三及び第四十七条において準用する場合を含む。)、第五十七条(新条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十七条、第八十七条、第九十六条、第一百七十七条(新条例第一百五十一条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。)、第二百四十三条、第二百六十四条(新条例第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第二百七十八条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条(新条例第三十条、第五十七条、第七十七条、第八十七条、第九十六条、第一百七十七条、第二百四十三条、第二百六十四条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)、第二百三十二条、第二百四十二条、第二百四十五条及び第二百五十七條中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めしておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十二条の二(新条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百三十三条、第一百五十一条、第三十五条、第四十六条、第六十八条(新条例第八十一条において準用する場合を含む。))、第八十一条の三、第二百四十一条(新条例第二百四十一条において準用する場合を含む。))、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十二条の二第一項中「講

じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十二条第三項（新条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。）、第一百一十一条第二項（新条例第一百五十五条、第三百六十八條（第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十八条、第二百三十七條及び第二百四十八条において準用する場合を含む。）、第二百四十四条第二項（第二百四條（新条例第二百六十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百六十六条第六項（新条例第二百六十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十三条第三項、第一百一十一条第二項、第二百四十四条第二項及び第二百六十六条第六項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十七条の二第三項（新条例第六十三条において準用する場合を含む。）、第八十八条第三項（新条例第一百五十五条、第三百三十五条、第四百六十六条、第六百六十八条、第八十一条の三、第八十八條及び第二百四條において準用する場合を含む。）、第七十九条第四項、第二百四十四条第四項及び第二百三十三条第四項（新条例第二百四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十七条の二第三項、第八十八条第三項、第二百三十九条第四項、第二百三十四条第四項及び第二百三十三条第四項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日以後、当分の間、第七十一条第六項第一号イ(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、第四百八十八條第一項第三号及び第四百七十九條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第七十一条第六項第一号イ(3)後段の規定の要件を満たしている居室に係る同号イ(3)後段の規定の適用については、なお従前の例による。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県条例第三十二号

岡山県知事 伊原木 隆 太

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十四条） 附則」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第三条第十項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」に改める。

第五条第一項後段を削る。

第十四条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十五条第六項中「をいう」を「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）をいう」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉

士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十八条第四項を次のように改める。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十八条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従ふ必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条第三項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第三十一条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第一項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十六条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十一条第五項を次のように改める。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第二十六条まで」の下に「、第二十八条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十四条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図

形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第八条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第二条第四項、第三十九条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定（研修の実施に係るものを除く。）の適用については、新条例第二条第四項、第三十九条の二及び第四十三条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第二十七条及び第五十条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の三（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条第三項及び第五十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条の二（新条例第五十三条におい

て準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十八条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第三十一条第二項第三号（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。

8 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第三十九条第一項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第二号に定める措置を講じるとともに、第四号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

9 施行日以後、当分の間、新条例第四十四条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第三条第一項第三号イ及び第五十一条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第四十四条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしている居室に係る同号イ(3)の規定の適用については、なお従前の例による。

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十四条） 附則」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。



5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第三条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第六条第一項後段を削る。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十六条第六項中「をいう」を「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」をいう」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第十九条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第十九条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条第四項を次のように改める。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第三項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第三十二条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努

めなければならない。

第四十六条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第五十条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十一条第五項を次のように改める。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第十九条」を「第十九条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 雑則

（電磁的記録等）

第五十四条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法によることができる。

附則第六条から第十条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項、第三十九条の二(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)及び第四十三条第三項の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第二条第四項、第三十九条の二及び第四十三条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第二十八条及び第五十条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めおくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十九条の二(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第十九条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十九条の三(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第十九条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十九条第三項及び第五十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十九条の二(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十九条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第三十二条第二項第三号(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。

8 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第三十九条第一項(新条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに定める措置を講ずるとともに、第四号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

9 施行日以後、当分の間、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第四十一条第二項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、新条例第三条第一項第二号及び第五十一条第二

項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 雑則（第二百六十七条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十一条の二第一項後段を削る。

第五十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項  
第五十五条の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二第四項を次のように改める。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十五条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十五条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第五十五条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十五条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十五条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十五条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に

周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十三条中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第七十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第八十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「第六十条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「読み替える」を「、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第八十七条第一項第一号中「をいう」を「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)をいう」に改める。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十四条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「第六十条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「読み替える」を

「、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第九十六条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号の介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第九十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第二百二十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十一条の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条の二第四項を次のように改める。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で



あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の四第三項中「ものとする」を「とともに」、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第二百二十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百二十四条中「第五十二条の三」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に改める。

第三百三十条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「一」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項第二号の生活相談員にあつては一人以上を、同項第三号の介護職員又は看護職員にあつては一人以上を常勤としなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

第三百三十条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要と認めるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第三百三十四条第一項後段を削る。

第三百三十九条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百十条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を定期的に実施すること。

第四百四十三条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、」を「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第五十四条第六項第一号イ(2)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならぬ」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)後段を削る。

第五十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十八条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十八条第五項を次のように改める。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十五条の三中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十五条の四第一項中「」に、「第三百三十九条」と、」を「第三百三十九条」と、同項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。）」を削り、「第二百二十一条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第三百三十八条」を「、第三百三十八条並びに第四百十条の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第六十七条第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「一」に改める。

第七十二条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十五条の九から」を削り、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の八第五項及び第六項並びに第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第三百七十二条において準用する第三百三十九条」と、」を「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第三百七十二条

において準用する第三百三十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第七百七十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十二条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第七百七十九条」と、」を「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第七百七十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項並びに第二百二十二条第二項第一号及び第三号」に改める。

第九百九十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九百九十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九百九十五条第五項を次のように改める。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十二条第三項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二百十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条第五項を次のように改める。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十八条中「第五十四条まで」の下に、「第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を、「第五十三条」の下に「、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」を「、第四百十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」に改める。

第二百三十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十五条中「第五十四条まで」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を、「第五十三条」の下に「、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に、「第二百十条第二項」を「第四百十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百十条第二項」に改める。

第二百四十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十六条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十九条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第二百四十三条」と、「第二百四十三条」と、同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「読み替える」を「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替える」に改める。

第二百五十四条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十五条の九から」を削り、「第五十五条の十一まで」

の下に「(第五十五条の八第五項及び第六項を除く。)」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第二百四十三条」と、「第二百四十三条」と、同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百四十二条第二項」を「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十二条第二項」に改める。

第二百六十三条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第二百四十三条」と、「第二百四十三条」と、同項、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中に、「第二百四十三条第四号」を「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百四十三条第四号」に改める。

本則に次の一章を加える。

#### 第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五十一条の五第一項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百一十四条、第二百四十三条(第六十条において準用する場合を含む。)、第二百六十五条の三、第二百七十二条、第二百八十二条(第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。))及び第二百十条第一項(第二百三十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則第十四条から第十六条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第五十五条の十の二(新条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百四十三条(新条例第六十条において準用する場合を含む。)、第六六十五条の三、第七十二条、第八十二条(新条例第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第三条第三項及び第五十五条の十の二中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第五十五条(新条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十二条、第八十三条、第九十二条、第二百一一条、第三百九条(新条例第六十五条の三及び第七十二条において準用する場合を含む。)、第二百五十七条、第七十九条、第九十四条、第二百一三条、第二百二十二条及び第二百四十三条(新条例第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新条例第五十五条、第七十三条、第九十二条、第二百一一条、第三百九条、第七十九条、第九十四条、第二百一三条、第二百二十二条及び第二百四十三条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十五条の二第三項(新条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第二百一一条の二第三項(新条例第四百四十三条、第六六十五条の三、第七十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第二百五十八条第四項、第九十五条第四項及び第二百四十四条第四項(新条例第二百五十五条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新条例第五十五条の二第三項、第二百一一条の二第三項、第五百八条第四項、第九十五条第四項及び第二百四十四条第四項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十五条の二の二(新条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百四十三条(新条例第六十条において準用する場合を含む。)、第六六十五条の三、第七十二条、第八十二条(新条例第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新条例第五十五条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第五十五条の三第三項(新条例第六十三条、

第七十五条、第八十五条、第九十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。）、第二百一十二条第二項（新条例第百八十二条（新条例第百九十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百四十条の二第二項（新条例第百六十条、第百六十五条の三、第百七十二條、第二百八条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。）及び第二百四十六条第六項（新条例第二百五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十五条の三第三項、第二百二十二条第二項、第百四十条の二第二項及び第二百四十六条第六項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日以後、当分の間、新条例第百五十四条第六項第一号イ(2)ただし書の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第百三十条第一項第三号及び第百五十八条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の第百五十四条第六項第一号イ(3)後段の規定の要件を満たしている居室に係る同号イ(3)後段の規定の適用については、なお従前の例による。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十五条）附則」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法第百十八条の二第一項の情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。第三条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上第三条第三項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床の数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第三条第六項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第七項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第三条第八項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第七条第一項後段を削る。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十七条第六項中「をいう」を「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入院患者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」をいう」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第十九条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第十九条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、旧法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。



第二十八条第四項を次のように改める。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条第三項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第三十一条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十二条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、旧法第百十八条の二第一項の情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十三条第二項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場  
合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十四条第二項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場  
合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十五条第二項第一号イ(2)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場  
合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、旧法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条第五項を次のように改める。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第十九条」を「第十九条の三」に改め、「第二十六条まで」の下に「、第二十八条

の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 雑則

(電磁的記録等)

**第五十五条** 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則第九条から第十二条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項、第三十八条の二(新条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び第四十二条第三項の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第二条第四項、第三十八条の二及び第四十二条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第二十七条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のため」の措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、「次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十九条の二(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第十九条の二中「行わなければ」とある

- のは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第十九条の三（新条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十九条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十八条の二（新条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十八条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 7 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第三十一条第二項第三号（新条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第三十八条第一項（新条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第二号までに定める措置を講ずるとともに、第四号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。
- ~~~~~

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十六号

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成三十年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則（第五十五条）附則」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七条第一項後段を削る。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十七条第六項中「をいう」を「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならぬものとする。)」をいう」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条第四項を次のように改める。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ

なければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条第三項中「ものとする」を「とともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項  
第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第五十二条第五項を次のように改める。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 雑則

（電磁的記録等）

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則第二条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、附則に次の一条を加える。

第八条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号口及び第四十五条第二項第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(以下「新条例」という。)第二条第四項、第四十条の二(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項の規定(研修の実施に係るものを除く。)の適用については、新条例第二条第四項、第四十条の二及び第四十四条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の二(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条の三(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第二十条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第三十条の二(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、新条例第三十三条第二項第三号(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定期的に実施するよう努めるものとする。

8 施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例第四十条第一項(新条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

9 施行日以後、当分の間、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十五条第二項第一号イ(2)の規定に基づき入居者の定員が十人を超えるユ



ニットを整備するユニット型介護医療院は、新条例第四条第一項第二号及び第三号並びに同条第六項第二号並びに第五十二条第二項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 岡山県条例第三十七号

岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例

#### (設置及び目的)

第一条 国が県に交付するホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に参加する国又は地域との人的、経済的及び文化的な相互の交流を図る事業並びに大会の前に選手その他の関係者が行う合宿（以下「大会関連事業」という。）における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）対策のための経費の財源を確保することにより、大会関連事業の安全な実施に寄与し、もってスポーツを通じた地域の活性化を図るため、岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

#### (処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合に限り、これを処分することができる。

#### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県部等設置条例の一部を改正する条例について  
情報化の推進に関する施策を総合的に実施するため、総務部に情報化の推進に関する事項を分掌させる等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について  
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
将来の県財政への負担の軽減を図るため、引き続き決算剰余金の処理について特例措置を講じたものである。

◎ 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について  
特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、同法で定められた認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等に変更がない場合の書類の提出に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について  
県民等の利便性の向上のため、実施計画書等をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出に係る措置を同法に定める方法により行うことの命令に関する事務を新見市が処理することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県魚介類行商条例を廃止する等の条例について  
食品衛生法の一部改正に伴い、岡山県魚介類行商条例を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び拡声機等による暴騒音規制条例の一部を改正する条例に

ついて

食品衛生法施行令の一部改正に鑑み、食品衛生法に基づく営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について

岡山県岡山セラミックスセンターの分析機器の設置に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例について

岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、設置の意義が希薄となった施設の用途を変更するものである。

◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について

岡山県農林水産総合センター森林研究所の林業技術研修棟の供用開始に伴い、当該施設の研修室の使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例について

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の円滑な管理運営を図るため、研修交流館会議室の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

家畜伝染病予防法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について

道路構造令の一部改正に鑑み、歩行者利便増進道路に関する基準を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について

県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、ビジターバースの使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例について

広告物等の倒壊又は落下を未然に防止するため、広告物の表示をする者等は、屋外広告士等による点検を受けなければならないこととする等必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害児入所施設等の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児通所支援事業者等の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設等の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害福祉サービスの事業等の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害者支援施設の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の

設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害福祉サービス事業の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、地域活動支援センターの感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、福祉ホームの感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害者支援施設の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、軽費老人ホームの感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、養護老人ホームの感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームの感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定居宅サービス等の事業の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護老人保健施設の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護予防サービス等の事業の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設

の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護療養型医療施設の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護医療院の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

国が県に交付するホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加する国又は地域との人的、経済的及び文化的な相互の交流を図る事業並びに大会の前に選手その他の関係者が行う合宿における新型コロナウイルス感染症対策のための経費の財源を確保することにより、大会関連事業の安全な実施に寄与し、もってスポーツを通じた地域の活性化を図るため、岡山県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連事業新型コロナウイルス感染症対策基金を設置したものである。